

小牧市監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき提出された住民監査請求について監査を実施したので、同条第4項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成30年9月13日

小牧市監査委員 伊藤 二三

第1 監査の請求

1 請求人

小牧市 ○○○○

2 請求の受付

(1) 第1号請求

平成30年7月6日請求書受付

(2) 第2号請求

平成30年7月19日請求書受付

3 請求の要旨

請求書及びこれに添付された事実を証する書面から、本件請求において請求人は次のとおり主張しているものと解される。

(1) 第1号請求

ア 小牧市が（仮称）小牧市こども未来館の基本構想策定業務委託の受託者を選定するために実施したプロポーザルにおいて、基本設計及び実施設計についても、一括して随意契約で発注することを前提として受託者を決定したことは違法ないし不当なものである。

また、違法なプロポーザルを経て決定された（仮称）小牧市こども未来館の基本構想策定業務の受託者に対し、（仮称）小牧市こども未来館整備工事設計業務委託を引き続き随意契約で発注した行為は、地方自治法（以下「法」という。）第234条第1項及び第2項並びに地方自治法施行令第167条の2に反するものである。

よって、監査委員は、市長に対し、当該行為又は怠る事実により市が被った損害を補填するために次の必要な措置を講ずべきことを勧告することを求める。

(ア) （仮称）小牧市こども未来館整備基本構想策定業務委託契約による公金の支出についての損害賠償請求

(イ) （仮称）小牧市こども未来館整備工事設計業務委託の解除

(ウ) （仮称）小牧市こども未来館整備工事設計業務委託の契約が無効又は解除された場合に生じる額の損害賠償請求

イ 請求書に添付された事実を証する書面

- (ア) (仮称) 小牧市こども未来館整備基本構想策定業務委託プロポーザル実施要綱
- (イ) (仮称) 小牧市こども未来館整備基本構想策定業務委託プロポーザル実施要領
- (ウ) (仮称) 小牧市こども未来館整備基本構想策定業務委託プロポーザル実施結果
- (エ) (仮称) 小牧市こども未来館整備基本構想策定業務委託契約書
- (オ) (仮称) 小牧市こども未来館整備工事設計業務委託契約書
- (カ) (仮称) 小牧市こども未来館整備基本構想策定業務委託随意契約理由書
- (キ) (仮称) 小牧市こども未来館整備工事設計業務委託随意契約理由書
- (ク) (仮称) 小牧市こども未来館整備工事設計業務委託見積書
- (ケ) (仮称) 小牧市こども未来館整備工事設計業務委託予定価格調書
- (コ) (仮称) 小牧市こども未来館整備基本構想策定業務委託支出票

(2) 第2号請求

ア (仮称) 小牧市こども未来館の基本構想及び基本設計概要版に掲載された内容が、区分所有建物の躯体である天井及び床を一部撤去して吹き抜けを作り、エスカレーター設備を撤去するものであるため、反対地権者から、共用部分の「廃止及び処分」には同意できない旨の書面の提出があった。

このことは、建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」という。）第6条、同法第11条、民法第251条及びラピオ管理規約に反しており実現不可能なものである。

よって、監査委員は、市長に対し、当該行為又は怠る事実により市が被った損害を補填するために次の必要な措置を講ずべきことを勧告することを求める。

- (ア) (仮称) 小牧市こども未来館整備基本構想策定業務委託契約による公金の支出についての損害賠償請求

- (イ) (仮称) 小牧市こども未来館整備工事設計業務委託の解除
- (ウ) (仮称) 小牧市こども未来館整備工事設計業務委託の契約が無効又は解除された場合に生じる額の損害賠償請求

また、(仮称) 小牧市こども未来館整備工事設計業務委託を本件監査請求の結果が出るまでは直ちに停止させることを併せて求める。

イ 請求書に添付された事実を証する書面

- (ア) (仮称) 小牧市こども未来館整備基本構想策定業務委託契約書
 - (イ) (仮称) 小牧市こども未来館整備基本構想(案)(抜粋)
 - (ウ) (仮称) 小牧市こども未来館整備工事設計業務委託契約書
 - (エ) (仮称) 小牧市こども未来館基本設計概要版(抜粋)
 - (オ) 何区何番事項証明書(建物)
 - (カ) 土地登記情報
 - (キ) 技術提案書
 - (ク) ラピオ管理規約集
 - (ケ) 申入書

4 請求の要件審査

前記2件の請求について、請求の提出日付けで受付し、要件審査を行った結果、法第242条の所定の要件を具備しているものと認めた。

5 暫定的停止勧告の必要性の判断

請求人は、第2号請求において(仮称) 小牧市こども未来館整備工事設計業務委託を本件監査請求の結果が出るまでは直ちに停止させることを求めている。

そこで、受理決定後、法第242条第3項に基づき、速やかに当該行為を停止させるか否かの判断をする必要がある。

停止勧告をする場合は、①当該行為が違法であると思科するに足りる相当な理由があり、②回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、③当該行為を停止することによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがある。

ないと認めるときという要件が必要であるが、監査委員は以上の要件に該当せず、暫定的停止勧告は行わないと決定した。

第2 監査の実施

請求人から提出された2件の請求については、請求内容は異なるが、同一の財務会計上の行為を対象とするものと認め、これら2件の請求を併合して監査を実施した。

なお、監査委員澤田勝巳は、監査の対象に関し直接の利害関係を有するわけではないが、本件監査請求に関しては、監査の客観性及び公平性の確保の観点から、監査を辞退したい旨の申出があり、当該申出を適当と判断し、本件監査に参加していない。

1 監査の対象事項

(仮称)小牧市こども未来館基本構想策定業務委託及び(仮称)小牧市こども未来館整備工事設計業務委託契約が違法又は不当な契約の締結、履行に該当するか否かを監査の対象とした。

2 監査対象部署

総務部契約検査課、こども未来部こども政策課、都市建設部建築課

3 請求人の陳述及び証拠の提出

(1) 請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき証拠の提出の機会及び平成30年8月24日に監査会議室において陳述の機会を設けた。

(2) 請求人から平成30年8月9日に第1号請求に対する事実を証する書面及び主張の追加提出書が提出された。なお、新たに証拠として当該事実証明書に「(仮称)こども未来館を整備します」と題した印刷物の添付があった。

4 監査対象部署の陳述の聴取等

(1) 監査対象部署から、請求人の主張に対する弁明書の提出が平成30年8月20日にあった。

- (2) 監査対象部署に対し、監査用資料の提出を求めるとともに、事務局職員による関係書類の調査を行った。
- (3) 監査対象部署は、弁明書に基づき、平成30年8月24日に監査会議室において弁明を行った。また、本件について監査委員による監査を実施した。

第3 監査の結果

1 認定した事実

- (1) 平成29年6月30日、「(仮称)小牧市こども未来館整備基本構想策定業務委託プロポーザル実施要綱」が施行された。同要綱は、技術的に最適な者を特定するための手続について必要な事項を定めたものである。
- (2) 平成29年7月10日からプロポーザルを実施するにあたり、参加表明書等の提出を要請するための「(仮称)小牧市こども未来館整備基本構想策定業務委託プロポーザル実施要領」を定め平成29年7月10日から公表した。同要領に、施設整備にあたっての考え方、現況施設面積のほか基本構想策定業務の契約締結者と子育て世代包括支援センター等の整備に関する基本設計・実施設計業務並びに(仮称)小牧市こども未来館の整備に関する基本設計・実施設計業務の契約を予定している旨が記載されている。
- (3) 平成29年8月8日、プロポーザル審査委員会は提出期限までに参加表明書等を提出した3者に対し第一次審査(書類審査)を実施し、評価基準に基づく審査を行った。その結果、参加表明書等の提出のあった3者を第二次審査の出席要請者とする事と決定した。
- (4) 平成29年8月22日、プロポーザル審査委員会は第二次審査としてプレゼンテーション、ヒアリング等を実施した上、平成29年8月30日最優秀者を選定し、市長に報告した。
- (5) 平成29年9月1日、市長は随意契約の方法により、最優秀者であるA者との間で、契約期間を平成29年9月1日から平成30年3月31日まで、業務委託料を16,956,000円とする(仮称)小牧市こども未来館整備基本構想策定業務委託契約を締結した。
- (6) 平成30年3月31日、A者による(仮称)小牧市こども未来館整備基本構想策定業務委託の業務が完了し、同日検査を実施の上、

合格とされた。

- (7) 平成30年4月20日開催の全員協議会において、基本構想公表。全員協議会終了後、ホームページにて公表。
- (8) 平成30年4月4日、市長は随意契約の方法により、A者との間で、契約期間を平成30年4月5日から同年10月1日まで、業務委託料を123,454,800円とする（仮称）小牧市こども未来館整備工事設計業務委託契約を締結した。
- (9) 平成30年4月20日、（仮称）小牧市こども未来館整備基本構想策定業務委託料16,956,000円を支出した。
- (10) 平成30年7月1日号の広報において、基本設計平面図を掲載。
- (11) 平成30年6月18日、小牧市はラピオ共有者会代表に対し、ラピオ内のエスカレーターの撤去等について説明した。
- (12) 平成30年7月13日、小牧市はラピオ共有者会役員及びラピオテナントに対し、基本設計概要等について説明した。
- (13) 平成30年7月18日付けでラピオの地権者から、小牧市長宛てにラピオ共有部分である床、エスカレーターの撤去には同意できない旨の申入書が提出された。
- (14) 平成30年8月7日、小牧市はラピオ共有者会において、（仮称）小牧市こども未来館の基本設計の概要、市の「専有部分」の床の撤去、エスカレーター等の「共用部分」の撤去に関する内容及び手続等について説明した。

2 監査委員の判断

請求人の陳述、監査対象部署の陳述の聴取、認定した事実及び関係書類に基づき、本件請求について次のように判断する。

- (1) 請求人は、今回のプロポーザルは、基本構想から基本設計、実施設計までを一括して基本構想のプロポーザルのみによって決めるもので、随意契約を厳しく制限した地方自治法の趣旨に反するものであり、違法ないし不当なものであるとしている。また、請求人は設計能力という他事を考慮し、本来基本構想段階で重視すべき、広くアイデアを募ること等を考慮しなかつたものであるから、基本構想策定業務の受託者を決定した今回の手続は、行政の裁量を逸脱し

た違法ないし不当なものであると主張している。

そこで、地方公共団体が行う契約の締結については、法第234条第1項及び第2項で、一般競争入札の方法によることを原則とし、随意契約については、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができるとしている。

また、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号では、随意契約を行うことができる要件を「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」と規定しているのであるが、これは、「競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も該当するものと解すべきである。そして、このような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である。」（最高裁判所昭和62年3月20日判決）と判示されている。

これを本件について検討すると、①特に既設の建物を利用して新規施設を整備しなければならないという建築技術上の制約が課せられていたことから、「基本コンセプトや施設概要についてのアイディア」なども、再開発ビル改修特有の課題や権利関係に関する知識と、

建物の構造や建築技術に関する専門的知識の双方が求められ、基本構想の策定と設計業務のそれぞれで考慮すべき事項を、同時に相互に関連させて検討することが不可欠であったこと。②ラピオの2階以上は空床部分も含めて市が所有する部分であり、子育て広場など、現在も利用されている部分を除いた7,000平方メートルについては、空床のままであったとしても、多額の管理負担金を支払わなければならないこと。③実際の工事の際には、ラピオ内でスーパーや飲食店などの既存のテナントがほぼ毎日営業に従事していることも考慮して、騒音、粉塵、悪臭などの対策などにも配慮をしなければならないこと等を踏まえて事業を進める必要があったとの弁明をしている。

これらについて、それぞれ検証してみると、①について、市の弁明によると、(仮称)小牧市こども未来館は、こどもを中心に世代を超えて市民がつながり、こどもの夢を地域の大人が支援することで、地域全体で子育てを応援するための拠点として位置づけており、期待するような施設とするためには、その中核を担う大人をいかに取り込めるかが鍵になるとの考えから、基本構想の策定に当たって実施するワークショップでの意見や、アンケート意見をできるだけ尊重し、正しく設計に反映するとともに、引き続き、設計段階においてもワークショップの実施を計画していたこと。さらには、ワークショップ参加者の多くが、こうした経過を活かし、将来的にボランティアとして、完成後の施設の運営に関われる様な環境につなげていくことが必要であるとの考えによるものである。

(仮称)小牧市こども未来館整備基本構想策定業務委託及び(仮称)小牧市こども未来館整備工事設計業務委託における契約後のワークショップの実施状況を次のとおり確認した。

【ワークショップの状況】

(仮称) 小牧市こども未来館ワークショップ (基本構想策定) 計 8 回

| 【目的】 基本構想の策定に当たり、こども・子育て関連施設の利用状況や利用意向、要望・意見等を把握し、構想に反映させること。 | | | |
|---|-----------|---------------------------------|---|
| 対象 | 日付 | 出席者 | テーマ |
| 保護者 (計 1 回) | H29.10.14 | 中央子育て支援センター及び市内児童館を利用する保護者 23 名 | ○小牧市の好きなところ ○小牧市にあったらいいな・できたらいいな |
| | H29.10.15 | 小牧中学校の生徒及び市内児童館を利用する中高生 20 名 | |
| 中高生 (計 4 回) | H29.11.19 | 小牧中学校の生徒及び市内児童館を利用する中高生 15 名 | ○ラピオに入りたい活動・機能の割合を考えよう(→参加者にアンケート調査を実施) ○普段の生活の空いている時間でのラピオ(こども未来館)での過ごし方を考えよう |
| | H29.12.17 | 小牧中学校の生徒及び市内児童館を利用する中高生 10 名 | ○こども未来館長になって、多くの人が集まる「こども未来館」を考えよう |
| | H30.2.18 | 小牧中学校の生徒及び市内児童館を利用する中高生 4 名 | ○写真や画像を集めてこども未来館のメインテーマを表現しよう |

| <p>【目的】 基本構想を検討するにあたり、国内に存在する類似事例の現状を踏まえ、今日的な子ども向け施設のあり方について、有識者からご意見をいただくこと。</p> | | | |
|--|----------|--------------------|--|
| 対象 | 日付 | 出席者 | テーマ |
| 有識者 (計3回) | H29.11.2 | 学識経験者、こども施設関係者など9名 | ○「こども」に関する施設や取り組みで『面白いな、いいな』と思うもの ○「こども」をとりまく環境や施設の課題 |
| | H29.12.8 | 学識経験者、こども施設関係者など7名 | ○(仮称)小牧市こども未来館に盛り込むコンテンツと規模に関して |
| | H30.3.8 | 学識経験者、こども施設関係者など7名 | ○(仮称)小牧市こども未来館基本構想の内容について ○具体的な整備内容・運営面に関して |

(仮称)小牧市こども未来館ワークショップ(設計案に関する) 計2回

| <p>【目的】 基本構想を策定し、これから設計業務を進めるにあたり、基本構想に掲げるコンセプトを実現するため</p> | | |
|---|---------------------------------|---|
| 日付 | 出席者 | テーマ |
| H30.6.9 | 学識経験者、児童委員等の地域関係者、中高生、大学生など約40名 | ○設計案について、安全面・セキュリティについて、開館時間について |
| H30.7.28 | 学識経験者、児童委員等の地域関係者、中高生、大学生など40名 | ○施設配置案をもとに、魅力ある施設として多くの方に利用していただくための活用案について |

次に②について、市の弁明によると、さらにはラピオへのテナント誘致が非常に難しい状況の中で、いつまでも空床にしておくことはテナントの集客力の低下に繋がり、結果として現在入っているテナントの営業の継続にも影響する恐れがあるため、施設の早期実現を進めようとの考えによるものである。

【テナント撤退の経緯】

平成23年5月1日以降

| 時期 | 内容 | 市所有床のうち空床 |
|------------|--|-----------|
| H23.5.1～ | 専門店7店舗の退店に伴い、平和堂1階、2階に店舗集約 | 3階 |
| H23.11.10～ | ファニチャードームが3階・4階の一部に出店 | — |
| H27.10 | ファニチャードーム3階に店舗集約 | — |
| H29.2.1～ | ファニチャードーム退店 | 3階 |
| H29.12.25～ | 市有床地下1階の一部及び1階と地権者床2階から4階を等価交換 | |
| H30.2.22～ | 平和堂閉店（平成30年1月20日） 平和堂退店（平成30年2月21日） | |
| H30.4.1～ | ダイソー、ゲームピットカーズ開店（平成30年5月19日） Kid's US. LAND開店（平成30年6月23日） | 2階の一部及び3階 |

また、③について、弁明に対する監査委員の聴取の際、ラピオビルは公共施設とテナントが共存する複合施設で、建築基準法の用途制限、消防法上の防火区画の制限、一般の区画とバックヤードの区画での入場制限、電気、電話、通信等の設備で計量区分、天井裏のダクトの配管、排水管の問題（トイレの拡張等）、既存テナントが営業を続けるうえで、騒音、粉塵、悪臭対策など様々な制約がある中で、工事に手戻りがないよう基本構想段階からこれらの点に配慮し、整備可能な計画となるようにとの考えによるものである。

プロポーザル実施要綱に基づき定められたプロポーザル実施要領においては、評価項目、評価事項及び配点を定めていた。なお、プロポーザル実施要領「16 業務契約」「(8)その他」において、基本構想策定業務の契約締結者と（仮称）小牧市こども未来館の整備に関する基本設計・実施設計業務の契約を予定している旨の記載を確認した。

【プロポーザルの評価項目及び評価事項】

第一次審査及び第二次審査における評価項目及び評価事項は次のとおりである。

(1) 第一次審査

ア 参加資格

イ 事業者の能力

① 技術者数

② 主要業務実績数

ウ 総括責任者の能力

① 資格、経験

② 主要業務実績

エ 主任技術者の能力

① 意匠 資格・経験業務実績

② 構造 資格・経験業務実績

③ 積算 資格・経験業務実績

④ 電気設備 資格・経験業務実績

⑤ 機械設備 資格・経験業務実績

(2) 第二次審査

ア 業務の実施方針及び提案等

(ア) 業務実施方針の妥当性

(イ) 業務の理解度

(ウ) 提案内容の先進性及び独創性

(エ) 提案内容の的確性

(オ) 提案内容の実現性

イ 取組意欲等

取組意欲及び業務体制

これらの点を踏まえると、あらかじめ（仮称）小牧市こども未来館の整備計画での基本構想の策定と設計業務の2つの作業を一体のものとしたうえで、各作業を同一の者に担わせるとしたことは、行政課題を総合的かつ政策的見地から合理的であると判断しており、裁量の逸脱があるということとはできない、とする市の弁明はこれを是認することができるかと判断した。

なお、地方財政法第4条第1項は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定している。これについても「地方公共団体や地方行財政の運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、かかる基本的指針に適合するか否かは、当該地方公共団体の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で、総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であり、このような判断は、当該地方公共団体の議会による民主的コントロールの下、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているものというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、規定違反の違法性が肯定されると解すべきである。そして、上記の長に広範な裁量権を与えた趣旨からすると、長の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるものと認められる場合に限り、長の判断が上記の裁量権を逸脱又は濫用するものであると認めるのが相当である（最高裁判所昭和53年10月4日判決参照）。」（大阪高等裁判所平成17年7月27日判決）と判示されている。

- (2) 次に請求人は、8月9日付け主張の追加において、（仮称）小牧市こども未来館整備工事設計業務委託の発注にあたり、「再度のプロポーザルを行った場合、小牧市にとってより有利な条件で契約を締結できた可能性があったにもかかわらず、地方自治法第2条第14項に違反してその義務を怠った」と主張している。

これについて、請求人からの意見陳述の際、監査委員から請求人に対し、本件契約が小牧市にとって有利な条件とは契約金額が安価

であると考えるのであれば、その具体的な金額については示すことはできないかと尋ねたところ、「地方自治法には最少の費用で最大の効果を得るという規定がある。プロポーザルは、基本構想に基づき具体的に施設内容を提案するため、金額のほかに内容や質も含めて審査されることから、具体的な金額を出すのは難しい。」との回答であった。

ところで、本件については、先述のとおり、(仮称)小牧市こども未来館の基本構想策定業務委託の受託者を選定するために実施したプロポーザルにおいて、基本設計及び実施設計についても、一括して随意契約で発注することを前提として受託者を決定していたことに違法はないと判断したことから、次にその後の手続の検証を行ったところ、(仮称)小牧市こども未来館整備工事設計業務委託の発注にあたっては、議会の議決を経て予算措置がなされたものであり、設計業務委託の設計額についての、市の弁明及び弁明に対する監査委員の聴取では、国の基準である官庁施設の設計業務等積算基準及び要領に基づき、市が定めた小牧市建築工事設計・監理委託料を積算根拠としていた。また、予定価格の作成については、重要な価格ということで、見積徴収日の当日に作成することを「小牧市随意契約ガイドライン」で示している。さらに予定価格調書を予定価格封筒に封入し、決裁権者による封印のうえ、見積の開札までは外部に漏れないように取扱いに注意することとなっていることが確認された。

このことから、契約の手続については、当該予算の範囲内において適正に行われたものと認められるから、公金の支出に係る法令上の手続等に違法等は認められない。

よって、本件契約の解除については、先述の契約の妥当性についての判断からも必然性は認められないと判断した。

- (3) さらに請求人は、区分所有法第6条は、建物の保存に有害な行為その他建物の管理又は使用に関し区分所有者の共同の利益に反する行為をしてはならないと規定しており、「ラピオの躯体である天井及び床の撤去をすること」は、ラピオの保存にとって有害な行為であ

ることは明らかであるし、エスカレーター設備の撤去もまた、建物の管理又は使用に関し区分所有者の共同の利益に反する行為であることは明らかであり、基本構想及び基本設計の内容は、本条を全く無視するものとの主張をしている。

これについて、市は、ラピオビルは柱と梁で建物を支えるラーメン構造の建物であるところ、当該構造の建物において、今回の床の撤去は柱や鉄骨大梁はそのまま残し、床と床の荷重を支える鉄骨小梁のみを撤去するものであり、構造上影響はなく、建築確認や構造計算の必要もないこと、及びラピオの2階以上はすべて市が所有しており、3階と4階の床を撤去しても区分所有している境界には何も影響しないことから、ラピオ管理規約第16条第1項アに定める「建物の根幹的な構造、躯体部分を欠損する」禁止行為には該当せず、むしろ、市所有床部分の床の撤去については、集客が期待される（仮称）小牧市こども未来館のシンボルとなるネット遊具の配置のために行うもので、ラピオビル全体の価値向上を目指すものである。さらに、区分所有法は民法の特別法であり、共有物の変更、処分については、区分所有法の適用を受ける項目にあたるため、民法に定める区分所有者全員の同意ではなく、区分所有法に定める区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数による集会の議決を必要とすることになる、と弁明している。

ところで、請求人が主張する市専有部分の床の撤去については、すでに平成30年8月29日に開催されたラピオ管理組合臨時集会において、「床の撤去はラピオ管理規約第16条に規定する禁止行為に該当しないと考えられる。したがって市専有部分の床は撤去することができる。」との合意が得られた。また、共用部分であるエスカレーター設備及びエスカレーターホールを撤去する計画案については、同意を得ることはできなかったことから、見直しの検討を進めているとのことである。

このことを踏まえて本件について検討すると、（仮称）小牧市こども未来館整備工事設計業務委託の委託期間は平成30年10月1日を期限としており、当該委託業務の成果品の納品において新しい案が示されることとなった。

したがって、請求人の「区分所有法等において実現不可能なもの

である。」との主張はいずれも理由が存在しなくなった。

3 監査の結果

以上の判断により、本件事業実施に係る市の判断に違法又は不当な点は見られないから、本件事業に係る公金の支出が違法・不当であるとする請求人の主張には理由がないので、請求人の請求を棄却する。

4 意見

平成17年4月1日に施行された公共工事の品質確保の促進に関する法律において、経済性に配慮しつつ、価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約確保や、民間事業者の積極的な技術提案及び創意工夫活用への配慮がうたわれたことを受けて制度化され、本市でも業務の性質上、プロポーザル方式を活用した随意契約の方法を採用する事例が見受けられるようになってきた。

今後は、多くの市民や事業者に対して、プロポーザル方式により市が締結する契約の妥当性等について理解を得られるよう、契約手続の経過を出来るだけ明らかにするなどの方策を検討されたい。